

# 解 題

## 一、はじめに

新田開発の第二弾として第十三集には年貢、抱屋敷の関係史料を収めました。年貢には年貢割付状、年貢皆済目録、年貢減免・延納願、年貢催促の元文元年（一七三六）までの史料一七二点を集め、村毎に分けて年代順に配列しました。また、抱屋敷には小川村に残る関係史料六九点を網羅的に収録しました。この結果、本冊には二四一点が収録されています。

年貢には既に第十二集でも触れたように小川新田・鈴木新田の武蔵野開発反別割渡之事が含まれ、武蔵野新田の総検地が行なわれた元文元年（一七三六）までの各新田の開発経過を知り得る貴重な史料群となっています。また、抱屋敷は小川村に残る特徴的な史料で、小川村の新田開発の過程で主に旗本や御家人の抱地として所有されていた土地です。これらの史料について以下に概略を説明します。

## 二、年貢

開発年代が違うので当然の事ですが、年貢関係史料一七二点の内一三三点が小川村の史料です。この年貢関係史料から新田開発の様子を調べるためには検地帳の分析が不可欠です。そこで、小川村の六回の検地帳から総反別と地目別の反別を抜き出して別表1に「小川村開発反別一覧表」を作成してみました。小川村の開発は実質的に元禄時代で終了し、その後は許可されなかったわけですから元禄二年（一六八九）で開発率99.8%に達していたのは当然といえます。その後享保十八年（一七三三）までに開拓されたのは、南台・中嶋・西中嶋の九筆でその内四筆四反三畝歩余は小川村唯一の林畑です。また、開発が許可された明暦二年（一六五六）から十八年後の延宝二年（一六七四）までに83.6%の開発率に達していて、年4.6%の開発率で開発が進められたことが分かります。これに対してその後元禄二年（一六八九）までの十五年間にわずか16.2%しか開発されていませんので、この間は年1.1%しか開発されなかった計算になります。また、小川村の地目に注目してみると94.2%が下畑と下々畑であり、萱野と林畑を合わせた面積はわずか0.3%に過ぎません。このことから小川村はほとんどが畑地として開かれた新田であることが分かります。

【別表1】 小川村開発反別一覧表

	寛文4年	寛文9年	延宝2年	天和3年	元禄2年	享保18年	合計	構成比
下畑	23町4反7畝11歩	27町6反2畝12歩	11町4反6畝24歩	4町9反歩			43町9反9畝6歩	11.1%
下々畑	59町5反5畝12歩	141町9反1畝17歩	129町6反1畝22歩	46町3反6畝7歩	9町7反2畝歩	3反5畝12歩	327町9反6畝28歩	83.1%
萱野					6反4畝12歩		6反4畝12歩	0.2%
林畑						4反3畝15歩	4反3畝15歩	0.1%
屋敷	9町1反4畝24歩	13町6反歩	5町7反5畝歩	2町4反5畝歩			21町8反歩	5.5%
合反別	92町1反7畝17歩	183町1反3畝29歩	146町8反3畝16歩	53町7反1畝7歩	10町3反6畝12歩	7反8畝27歩		
総反別	92町1反7畝17歩	183町1反3畝29歩	329町9反7畝15歩	383町6反8畝22歩	394町5畝4歩	394町8反4畝1歩	394町8反4畝1歩	100%
開発率	23.3%	46.4%	83.6%	97.2%	99.8%	100%		
村高	270石	421石1斗3合	596石6斗5升6合	660石1斗6升8合	670石5斗3升2合	672石4斗6升4合	672石4斗6升4合	
字名	屋敷添・屋敷尻・北堀近所・鎌倉かい道南方ひかし・上屋敷はつれ・上ノはつれ中嶋・北上ノはつれ・鎌倉かい道北ノにし	中町北かわ・中町北かわ町双・中町北かわ東・中町南かわ・上町双南かわ・下町南かわ・くみくほ・北屋敷裏・上中嶋・上ノ南・屋敷裏南・町ノ中裏・下町双南	北かわ・南かわ・前沢海道・鷹野海道外・上宿浦くみ窪・中嶋・南台・中町屋敷添・下東北屋敷外・北江戸海道・北江戸海道近所・屋敷浦・ぐみ窪・道上・上ノ辻	下南かわ・同所屋敷添・下北かわ・同所屋敷添・下南屋敷裏・下北屋敷裏・下南鎌倉海道そへ	下宿北ヶ輪清戸道添・下宿北裏・中宿南（妙法寺）	南台・中嶋・西中嶋		

この別表1には検地帳に記された地名も字名として載せましたので、どの地域がいつ頃開かれたのかという傾向を知ることができます。最初は青梅街道沿いの屋敷地と屋敷添の土地と上町のはずれ及び鎌倉街道南方東と北方西が開発さ

れ、次に上町・中町と下町南側が、そして、下町の北側と南側と前沢街道・江戸街道・鷹野街道外・ぐみ窪・南台・中嶋へと進み、最後に延宝の地割図の東側に当たる下と南側の鎌倉街道添と清戸道沿及び南台・中嶋・西中嶋等の一部開発の遅れた土地という順に開発されたものと考えられます。

【別表2】 武蔵野新田高反別一覧表

	小川新田	構成比	野中新田善組	構成比	野中新田与組	構成比	大沼田新田	構成比	廻り田新田	構成比
下田	8反6畝15歩	0.4%			1反12歩	0.1%	3反4畝3歩	0.3%		
高	6石5升5合				7斗2升8合		2石3斗8升7合			
中下畑	39町9反1畝18歩	19.0%			24町2反8畝3歩	16.2%	2町1反2畝12歩	1.7%	6反9畝6歩	1.7%
高	199石5斗8升				121石4斗5合		10石6斗2升		3石4斗6升	
下畑	50町6反1畝歩	24.1%	42町2反4畝12歩	32.4%	26町3反5畝6歩	17.5%	5町1反12歩	4.1%	12町5畝9歩	29.6%
高	202石4斗4升		168石9斗7升6合		105石4斗8合		20石4斗1升6合		48石2斗1升2合	
下々畑			18町4反9畝3歩	14.2%	23町1反1畝24歩	15.4%	45町7反6畝21歩	36.9%		
高			55石4斗7升3合		69石3斗5升4合		137石3斗1合			
萱畑					2町7畝6歩	1.4%				
高					6石2斗1升6合					
林畑	80町6反12歩	38.4%	33町3反21歩	25.5%	39町3反9畝9歩	26.2%	18町2反5畝24歩	14.7%	12町7反5畝3歩	31.4%
高	161石2斗8合		66石6斗1升4合		78石7斗8升6合		36石5斗1升6合		25石5斗2合	
野畑	32町7反2畝21歩	15.6%	35町6反歩	27.3%	32町2反7畝9歩	21.5%	50町8反4畝15歩	41.0%	15町1反5畝15歩	37.3%
高	65石4斗5升4合		71石2斗		64石5斗4升6合		101石6斗9升		30石3斗1升	
屋敷	5町2反8畝12歩	2.5%	7反8畝15歩	0.6%	2町5反7畝6歩	1.7%	1町5反1畝6歩	1.2%		
高	41石4斗4升8合		7石6升5合		20石4斗3升4合		11石9斗8合			
家下庭構	2町2反3畝歩				1町2反1畝15歩		6反6畝6歩			
高	20石7升				10石9斗3升5合		5石9斗5升8合			
雑事畑	3町5畝12歩				1町3反5畝21歩		8反5畝歩			
高	21石3斗7升8合				9石4斗9升9合		5石9斗5升			
合反別	210町18歩	100%	130町4反2畝21歩	100%	150町1反6畝15歩	100%	123町9反5畝3歩	99.9%	40町6反5畝3歩	100%
村高	676石1斗8升5合		369石3斗2升8合		466石8斗7升7合		320石8斗3升8合		107石8升4合	

ところで、享保時代に開かれた新田は別表2「武蔵野新田高反別一覧表」に示すように、小川新田は54%、野中新田善左衛門組は52.8%、野中新田与右衛門組は49.1%、大沼田新田は55.7%、廻り田新田は68.7%といずれの新田もほぼ半分以上が林畑や野畑で占められています。このことは第十二集の解題の三章「小川新田の開発」で触れましたように、小川村は畑ばかりの村で山林がないので武蔵野の開発によって秣場がなくなってしまうので風除けとして林畑・芝地・萱畑等がほしいと願出ていることと不可分の関係にあります。つまり、享保期に開かれた武蔵野新田はそれまで近隣の村の秣場として使われていた入会地だったことから、開発された新田の中に林畑・芝地・萱畑等がないと秣場が確保できなくなってしまうという事情があったのです。そこで、幕府も一定の年貢を課すことによって武蔵野新田に畑として開発しない土地を認め秣場の確保を許したといえます。このことは廻り田新田に顕著で70%近くが林畑と野畑で屋敷地は皆無です。

さて、年貢関係史料ですが小川村と享保期に開発された新田とは違いがありますので、小川村と武蔵野新田の二つに分けて見ていくことにしましょう。小川村の年貢割付状は仮検地が行われた寛文四年（一六六四）からしか存在しません。これは第十二集の入村請書には入村の条件として家作の義務と伝馬役の負担しか記されておらず、開発の史料11に「御新田開発為 致御検地申請次第御年貢御役等無 滞相勤メ申候」とあるように、小川村の場合検地を請け次第年貢を負担することになっていたことを反映するものと考えられ、寛文四年から年貢を納入するようになった結果だと思われ。そして、検地の都度合反別に応じて村高が改定され年貢高に反映されています。この村高が小川村の検地帳には記されていないので、村高を知るために欠かせないのが年貢割付状で、必ずその最初に村高が記されています。しかし、それが必ずしも検地の度に改定されていないので面倒です。寛文四年・寛文九年・元禄二年の検地の結果は即

反映されていますが、延宝二年の村高は延宝七年になって改定され、天和三年と享保十八年の村高は結局改定されません。天和三年以降の村高は五百九拾六石六斗五升五合と書かれており、最後に外として新たに開かれた地目別の反別と取永が「亥改出」と記されています。享保十八年以降の村高は新たに検地された小川村新田分の一石九斗三升二合が別に記され、元禄二年以降の村高と二本に分けられています。

これらのことは年貢徴収法の違いにもよるものと考えられます。享保七年までの年貢は検見取でした。それが、享保八年には十年までの三カ年の定免になり、十一年からは十三年までの三カ年の定免に、十三年には元文二年までの十カ年の定免になっています。従って、享保七年以前は毎年作物の出来高を調べて年貢を課していたわけで、年貢割付状には下畑・下々畑・屋敷の地目別に反当たり何文の永高になるかが明確に記されています。この実態を知るために初期の年貢割付状から別表3に「小川村反当たり永高表」を作成してみました。これを見れば分かるように全体としては年を追って値上げの傾向にあり、新しく開かれた土地は安くなっています。また、個別に見れば年によって上下して一定していないことが明らかです。このような計算式は検地の度に増えていき、寛文九年に検地された地目は古新田、延宝二年は寅開、天和三年は亥開、元禄二年は巳開、享保十八年は丑開と記されています。つまり、検見取は実際に作物の出来高を調べるとともに開かれた土地の年代に応じて差をつけていたことが分かります。そのため村高よりも開発年度ごとの地目別の反別が重要であったものと思われます。

【別表3】 小川村反当たり永高表

西暦	年代	下畑	下々畑	屋敷	寅下畑	寅下々畑	寅屋敷	亥下畑	亥下々畑	亥屋敷
1664	寛文4年	21文	16文	39文						
1665	寛文5年	21文	16文	40文						
1666	寛文6年	18文	13文	40文						
1667	寛文7年	16文	11文	40文						
1668	寛文8年	11文	8文	26文						
1669	寛文9年	15文	10文	30文						
1670	寛文10年	12文	7文	30文						
1671	寛文11年	30文	18文	40文						
1672	寛文12年	30文	23文	50文						
1673	延宝元年	27文	21文	50文						
1674	延宝2年	20文	15文	50文	17文	12文	30文			
1675	延宝3年	32文	25文	57文	27文	21文	42文			
1676	延宝4年	34文	27文	59文	29文	22文	44文			
1679	延宝7年	33文	26文	76文	31文	26文	60文			
1680	延宝8年	28文	20文	76文	20文	15文	60文			
1681	天和元年	31文	24文	76文	23文	16文	60文			
1682	天和2年	34文	26文	76文	26文	18文	60文			
1683	天和3年	40文	30文	80文	30文	20文	65文	25文	15文	35文

一般的に年貢としては本途の他に小物成や高掛りが課せられていたことが知られていますが、小川村では最初からそれらがあったわけではなく、天和三年に初めて山銭（薪や下草などの採取料に掛かる小物成）が課せられ、元禄元年からは荏・大豆・金納の高掛物の記述がみられ、元禄十五年には六尺給米と御蔵前入用が、享保六年には御伝馬宿入用が記されるようになります。

【別表4】 年貢割付等に見る小川村の災害

西暦	年代	災害状況	備考
1664	寛文4年	不作	1
1665	寛文5年	不作	3
1681	天和元年	少雨損	32
1699	元禄12年	風損	I-1 1
1701	元禄14年	麦作損亡・粟稗蕎麦枯れ	C-5 1, 2

1702	元禄 15 年	蕎麦畑不作	64
1714	正徳 4 年	麦霜腐・風損	84
1715	正徳 5 年	水腐	85
1728	享保 13 年	水腐	C-5 4
1731	享保 16 年	風水損	122
1733	享保 18 年	麦作損亡	125
1734	享保 19 年	水損	128

また、別表 4 の「年貢割付等に見る小川村の災害」にあるように、年貢割付状には損亡引きが記されていて気象異変や災害について知り得る重要な情報源になっています。全てが記録されているとは限りませんが、元禄十二年(一六九九)から享保十九年(一七三四)までの三十五年間に 9 回の災害があり、元禄十二年から十五年や享保十六年から十九年の事例のように一定の時期に集中している様子が窺えます。

【別表 5】 小川新田開発場反別一覧表

西暦	年度	反別	入反別	引反別
1724	享保 9 年	236 町 4 反歩		
1725	享保 10 年	〃		
1726	享保 11 年	〃		
1727	享保 12 年	〃		
1728	享保 13 年			
1729	享保 14 年	237 町 3 反 3 畝 18 歩	2 町 4 反歩	1 町 4 反 6 畝 12 歩
1730	享保 15 年	〃		
1731	享保 16 年			
1732	享保 17 年	〃		
1733	享保 18 年	〃		
1734	享保 19 年	237 町 1 反 2 畝 13 歩		2 反 1 畝 5 歩
1735	享保 20 年	〃		〃

【別表 6】 大沼田新田開発場反別一覧表

西暦	年度	反別	入反別	引反別
1728	享保 13 年	125 町 8 反 6 畝 2 歩		
1729	享保 14 年	132 町 9 反 1 畝 2 歩	7 町 5 畝歩	
1730	享保 15 年	141 町 2 反 8 畝 17 歩	8 町 3 反 7 畝 15 歩	
1731	享保 16 年	147 町 5 反 7 畝 27 歩	6 町 2 反 9 畝 10 歩	
1732	享保 17 年	〃		
1733	享保 18 年			
1734	享保 19 年	146 町 4 反 3 畝 25 歩		1 町 1 反 4 畝 2 歩
1735	享保 20 年	147 町 6 反 3 畝 25 歩	1 町 2 反歩	〃

小川村は享保八年から定免になりますが、武蔵野新田の場合は別表 5 「小川新田開発場反別一覧表」と別表 6 「大沼田新田開発場反別一覧表」から明らかなように、元文元年の検地までは反別が確定しないために毎年土地の売買や用水堀敷等の増減を調べて年貢高が決められています。但し、享保十四年は一反に付田は六升、畑は二十八文、松林は二十五文、屋敷は二十八文です。十五年以降二十年までは田は六升で変わりませんが、畑は十六文、松林は十二文、屋敷は十八文、芝地は十二文に低減され、定率で年貢が計算されていたことがわかります。また、史料 146 や 168 に見るように享保十九年は小川新田や大沼田新田でも損耗引きが実施されており、この年の災害は深刻なものであったことが予想できます。

### 三、抱屋敷

抱屋敷については北原糸子・奥須磨子共著の論文「武家抱屋敷」(新宿区教育委員会編『地図で見る新宿区の移り変わり 戸塚・落合編』1985 刊 482 ページ所収)に「武士が百姓地、つまり江戸町奉行支配域外の代官支配地に買得し

た地面・家作」を武家抱屋敷と定義し、「町人の抱屋敷も町奉行支配地はもちろん、百姓地にも及んで居り、これらも等しく抱屋敷と称されていた」（同書 485 ページ所収）とされているので、この説に従って以下に説明することにします。

小川村の武家抱屋敷については、原田佳伸氏が『田無市史 第三巻』第四編第四章第四節に「旗本の抱屋敷」に「田無村近隣で唯一武家抱屋敷が確認できる小川村（現小平市）では、一七世紀後半の村開発期から一八世紀半ば頃まで、旗本屋敷一〇カ所ほど存在していた」と報告されたことによって、その存在が知られるようになりました。そこで、この史料集の編集に当たり抱屋敷関係の史料をまとめ、六十九点の史料を収録しました。しかも、別表7「抱屋敷所有者一覧表」で明らかなように、この史料集には年代が明らかなものだけで三十四件の武家抱屋敷と二件の町人抱屋敷の史

【別表7】抱屋敷所有者一覧表

所有者	前所有者/名主	所有開始年代	所有終了年代	後所有者	場所	軒数	史料番号	備考
近藤登之助	/小川九郎兵衛	寛文6年5月	元文3年10月	小川弥次郎	上宿南側	3軒	1, 37, 44,	30間/18両, 22両
岩根三郎兵衛	/小川九郎兵衛	寛文9年11月			下町南側		2	本田大膳内
富田七左衛門	/小川九郎兵衛		寛文9年11月	岩根三郎兵衛	下町南側		3	12間/5両
吉益孝庵			寛文11年2月	小川市郎兵衛			4	12間/5両
南条小兵衛	理左衛門	延宝3年3月	元禄6年2月	助左衛門		3軒	5, 15~19	42間/9両
鳥居三郎右衛門	庄兵衛	延宝4年12月					6	13間/6両2分
間宮利右衛門	新右衛門	延宝5年7月					7	12間/8両
間宮里右衛門	太郎左衛門	延宝8年12月					8	12間/8両2分
久貝忠左衛門	岩根宇右衛門	天和2年5月	元禄8年10月	小川市郎兵衛			9, 21, 24	12間/10両, 50両
曾我又左衛門	三郎右衛門	天和2年8月		三宅又十郎	下宿北側		10, 65, 66	12間/13両2分
牧六郎左衛門	/小川市郎兵衛	貞享元年6月					11	屋守 権左衛門
兼松又四郎			貞享3年2月	七兵衛			12	3両
大森半七郎			貞享4年12月	小川市郎兵衛	北側		13	24間/10両
甲斐庄喜右衛門	自分取立		元禄4年12月	小川市郎兵衛			14	24間/8両
上遠野平右衛門						5軒	20	元禄7年7月 下屋敷請負
小嶋昌慶/神田三郎兵衛			元禄7年9月	小川一郎兵衛			22, 60,	13両2分
一場郷左衛門		発端より	元禄8年7月	小川一郎兵衛	南側		23	24間/7両
細井藤八郎		開発時分より	元禄10年3月	小川市郎兵衛			25	24間/17両
山本七之助・平井藤助			元禄10年4月	小川市郎兵衛		2軒	26	相求候時分之金子
清水豊次郎・角田亀次郎	河村又十郎	元禄11年7月	宝永5年10月	小川九一	中宿北側		27, 36	12間/12両, 12間/10両
松平下野守			元禄12年8月	屋守 清右衛門			28	15両
朝岡弥大夫	板倉儀右衛門	新田発端時分	元禄15年9月	小川政右衛門	北側		29	30間/18両
大久保市十郎			宝永2年3月	貞右衛門	中宿		30	
河村源右衛門		新田開発の時	元禄16年	石丸数馬	下宿南側		31	32間/12両
石丸数馬	河村源右衛門	元禄16年	宝永4年4月	市兵衛	下宿南側		31, 32, 35	
鈴木市郎兵衛			宝永4年12月	小川九市郎	下宿北側		34	35間/25両
木呂子権左衛門	木呂子新左衛門	新田開発の節	享保4年6月	小川弥市	上宿南側		38	17間/12両2分
河村三左衛門			享保4年8月	三宅善十郎		2軒	39	松平加賀内
三宅平蔵	河村三左衛門	新田発端の節	享保5年3月	小川弥一郎			40	60両
岡部内記		新田発端の節	享保12年10月	小川弥市郎	中宿南側	1軒	41	
河村三左衛門		新田発端の節	享保14年10月	小川弥市	中宿北側	1軒	42	30間/13両2分
田村庄左衛門	小川九市		享保16年9月	小川弥次郎	中宿南側		43	10間
河村兵四郎			宝暦5年12月	市右衛門			46	
榊原忠右衛門	河村兵四郎	天和年中	明治5年2月	次郎右衛門			48~55, 69	25両
江戸 さよ			寛延元年11月	小川弥次郎	北側		45	12間/4両2分
品川宿 伊兵衛		草分の砌	寛政9年4月	小川弥四郎			47	27両2分

料が収録してあり、小川村には予想以上に多くの抱屋敷が存在していたことが分かります。但し、この表は所有者単位にまとめたものではありませんので、7と8及び28と31のように明らかに同一人物と思われるものも別件として表記しています。

この三十六件の史料の中で所有開始年代が明記されているのは十二件で、十件は「新田発端の節」などと記されています。この内八件は小川九郎兵衛や百姓から譲り受けたもので、五件は武士から譲渡されています。所有終了年代が分かる史料は二十九件で、不明なのは七件です。また、一人で五軒分の土地を所有している上遠野平右衛門や、三軒分を所有している近藤登之助や南条小兵衛のような人物もいます。

これらの中で所有経過が最も明確なのが上宿南側に在った百人組の頭近藤登之助貞用・徳用・昔用の抱屋敷で、寛文六年（一六六六）五月に市兵衛と七兵衛を屋敷守として入村させ（史料1）、三軒分の表間口三十間の屋敷と反別三町三反四畝二八歩の土地を所有しています（史料37）。この土地を元文三年（一七三八）十月に「御年貢村諸役等遠方諸事不勝手ニ付」ということで、屋敷畑取立入用金二十二両を受け取って名主弥次郎に返しています（史料44）。また、下町南側に在った富田七左衛門の間口十二間の抱屋敷は寛文九年（一六六九）十一月に小普請本多大膳重寛の家臣岩根三郎兵衛に金五両で譲渡され、天和二年（一六八二）五月に定火消久貝忠左衛門正方に十両で売り、元禄八年（一六九五）十月に五十両で名主市郎兵衛に渡っています。久貝正方は元禄十二年（一六九六）正月に勘定奉行になっており、幕府の重臣になるような人物も小川村に抱屋敷を持っていたこととなります。岩根三郎兵衛から久貝忠左衛門へ売った抱屋敷は十三年で二倍の価格になり、次の十三年で更に五倍の価格に騰貴したことになり大変な利殖になったようです。また、前欠で年代不明の史料ですが、史料59には「望之者承出し候屋敷之儀木竹迄在 之段有増咄申候而金子百両ニ払可申由申候処、先より申候ハ百両迄ハ得出し申間敷候、咄之通ニ候ハ、様子次第七八十両者出し可 申候」とあるように、上遠野平右衛門の抱屋敷は七八十両で売れるだろうと見込んでいますが、実際どうなったのかは分かりません。この他に三宅平蔵が享保五年（一七二〇）に小川弥一郎に六十両で返進譲渡した事例があります。しかし、これらは特別な事例であったようです。その一方で、兼松又四郎が三両で売渡した事例もあり、それ以外の寛文から元文年代の武家抱屋敷は間口十二間から四十二間までの土地を五両から二十五両で譲渡しています。抱屋敷の譲渡価格は個別の事情によって差が見られるようで、土地の広さに対応した価格にはなっていないように思われます。

また、史料64には河村善七郎の抱屋敷受け取りに家来を遣わした史料があります。この史料も年代不明ですが、支配代官の中川八郎左衛門と名主市郎兵衛の存在から寛文九年（一六六九）十二月から天和二年（一六八二）十月までの史料であることは確かです。『柳宮補任』によって明らかのように、寛文八年（一六六八）正月には屋敷改が置かれて武家屋敷の新規家作を改めるための職掌を担っていますが、同じ時期に屋敷改とは別に代官が武家抱屋敷の受け渡しに関与していたことを示しています。

小川村の武家抱屋敷がどのような所有経過を辿ったのかその全容を明らかにすることは困難ですが、抱屋敷の所有開始年代は新田発端の頃から多く、年代が明記されているものは寛文六年（一六六六）から貞享元年（一六八四）ということになります。また、貞享三年（一六八六）から宝永四年（一七〇七）までに一五軒、享保四年（一七一九）から元文三年（一七三八）までに六軒の武家抱屋敷が百姓に譲渡され、宝暦五年（一七五五）には河村兵四郎、明治五年（一八七二）には榊原忠右衛門の土地が譲渡されて武家抱屋敷が姿を消します。これらのことから元禄時代の最盛期には小川村に二〇軒を超える武家抱屋敷が存在していたことが分かります。

一方、「武家抱屋敷縁戚系図」に見るように、小川村の武家抱屋敷の特色として縁戚関係にある旗本の存在が確認されます。この系図で明らかのように、石丸・河村・三宅を中心として南条・榊原の五軒の旗本が縁戚関係にあり、史料31や史料39にあるように縁戚間での抱屋敷の譲渡も行われています。また、史料15から史料19にあるように南条小兵衛の抱屋敷は伊予国から助左衛門という屋敷守を妻子共に呼び寄せて預けており、その助左衛門に土地屋敷を下げ渡していますが、遠国の者と五人組になるのは迷惑だとか請負手形を出していないとかといった理由で新田の百姓と出入りになっています。更に、榊原忠左衛門は史料48から史料55にあるように天和年中に河村兵四郎から譲り受け明和年中までは収納物も収めていた抱屋敷が、宝暦年中に市右衛門に下げ渡されたものだという出入りが起こるなど、武家抱屋敷と新田百姓たちとの関係は必ずしも順調ではなく時に訴訟も発生しています。

ところで、史料2に「御 公儀様御役等町なみ之諸役等急度相勤可 申候、町なみニ家作り御伝馬仕候」とあるように、武家抱屋敷主も他の入村者と同様に年貢や諸役及び伝馬を負担し、家作を持つことを義務付けられていました。

#### 四、あとがき

これまで解題で概略を説明しましたように、年貢関係史料や抱屋敷の史料によって小川村と享保期に開発された新田

とは秣場確保の関係で地目の構成に大きな違いがあり、年貢割付状から災害の様子が分かり、小川村には二十軒を超える武家抱屋敷が存在したことなどがお分かりいただけたと思います。また、この史料集の刊行によって、小平の村々の検地までの年貢関係史料と今までその存在すらあまり注目されていなかった小川村の抱屋敷関係史料がまとまり、新田開発について体系的に研究される契機になれば幸いです。

新田開発関係史料はこれだけでは不十分ですので、今後も村の生活や寺社関係史料等を刊行し、新田開発について多角的体系的に研究するための基礎的な史料を提供する予定です。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解読は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一栄の各氏にお願いし、校訂と解題作成は蛭田廣一が行いました。また、印刷のための原稿作成は古文書嘱託の日野久美子（前任者）と三野行徳が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十四年十一月五日

小平市中央図書館